

第6章 再生水管布設基準

6 - 1 一般事項

6 - 1 - 1 趣旨

この基準は、再生水管及び弁類（以下、「再生水管等」という。）の布設に関する事項を定めるとともに、誤接合防止等の安全対策を定めるものである。

6 - 1 - 2 適用範囲

この基準は、本市が設置又は所有し維持管理を行う再生水管等の布設に適用する。

6 - 2 再生水管布設基準

1) 布設工事は、本基準及び本市水道局制定の水道工事標準仕様書に基づいて施工しなければならない。

2) 再生水管の鑄鉄管については、原則としてK形3種 ダクタイル鑄鉄管（内外面エポキシ樹脂粉体塗装）とし、弁・栓類の前後および伏越し・曲がり部分については離脱防止の特殊押輪継手とする。

【塗装仕様】JDP A Z 2009 (4-C)

1次塗装：亜鉛溶射又はゾンクリッチ [®] イト		工場塗装
2次塗装：エポキシ樹脂塗装	50 μm	工場塗装
3次塗装：エポキシM.I.O	50 μm	工場塗装
4次塗装：エポキシ樹脂塗装	20 μm	工場塗装
5次塗装：エポキシ樹脂塗装	20 μm	工場塗装

3) 弁類の接水部の材質は、ステンレス製、青銅製、ナイロン11もしくは12をコーティングした鑄鉄又はこれと同等以上のものとし、赤水対策が講じられているものとする。

4) 再生水管の最小口径は基本的に 75mmとするが、周囲の利用状況等を考慮して決定する。

5) 再生水管の埋設物深さは、原則として、車道、歩道とも1.0mとする。

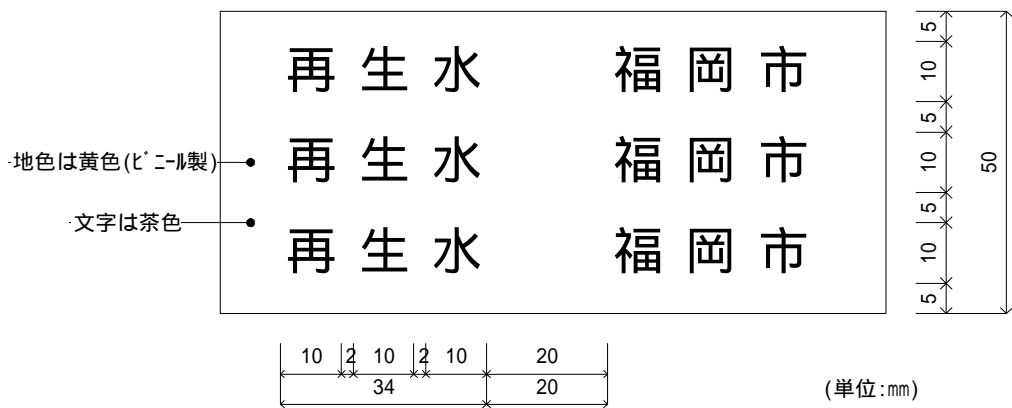
6) 現地の状況により、管理者の基準に従い最低土被り0.6mまでの浅層化は可能とする。

誤接防止対策

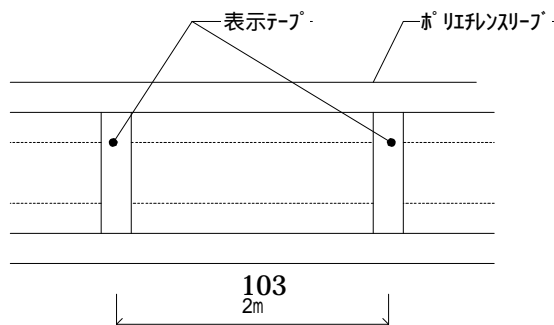
6 - 3 - 1 再生水管等の識別表示

- 1) 公道内に埋設する再生水管等について，他の地下埋設物と識別できる方法を講ずるものとする。
- 2) 再生水管の識別表示方法には，次の各項に定める方法で行うものとする。
- 3) 再生水管の外面には，黄色の着色塗装をほどこす。
- 4) 再生水管の外表面腐食を防ぐために被覆するポリエチレンスリーブは，黄色に着色したものを使用する。
- 5) ポリエチレンスリーブで被覆しない場合には図 - 1 の仕様による表示テープを 1 m 間隔で，再生水管に巻き付けるものとする。
- 6) ポリエチレンスリーブで被覆する再生水管は，ポリエチレンスリーブの固定のために表示テープを 2 m 間隔で巻くものとする。

図 - 1 表示テープ仕様



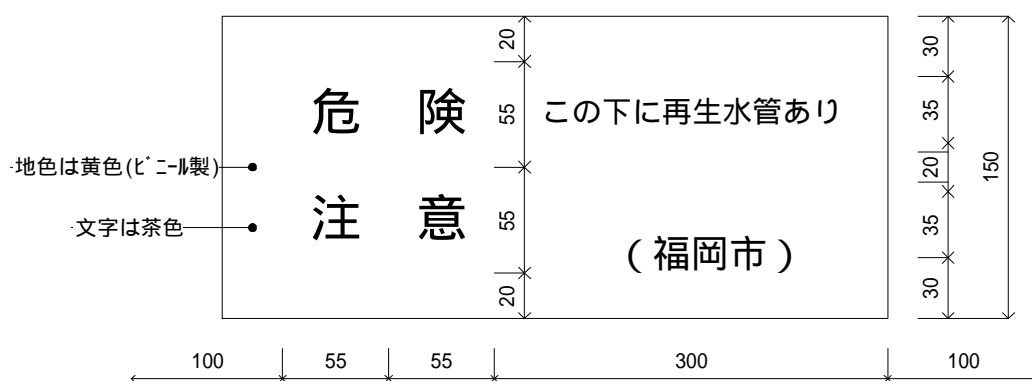
施工見取り図



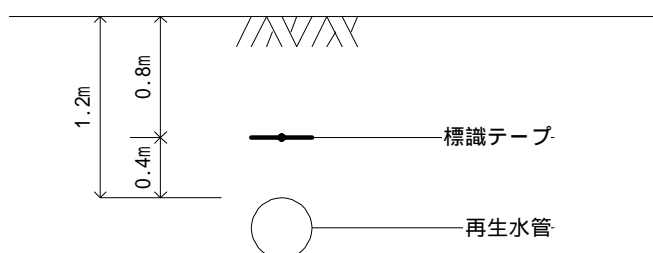
6 - 3 - 2 標識テープ

- 1) 公道内に布設した再生水管の位置が識別できるように，再生水管の直上に標識テープを埋設しておくものとする。
- 2) 標識テープの仕様及び埋設方法は次の各項で定める方法で行うものとする。
- 3) 標識テープの仕様は，図 - 2 に示すとおりとする。
- 4) 標識テープの埋設位置は，再生水管の直上とし，その土被りは，原則として60cmとする。

図 - 2 標識テープ仕様



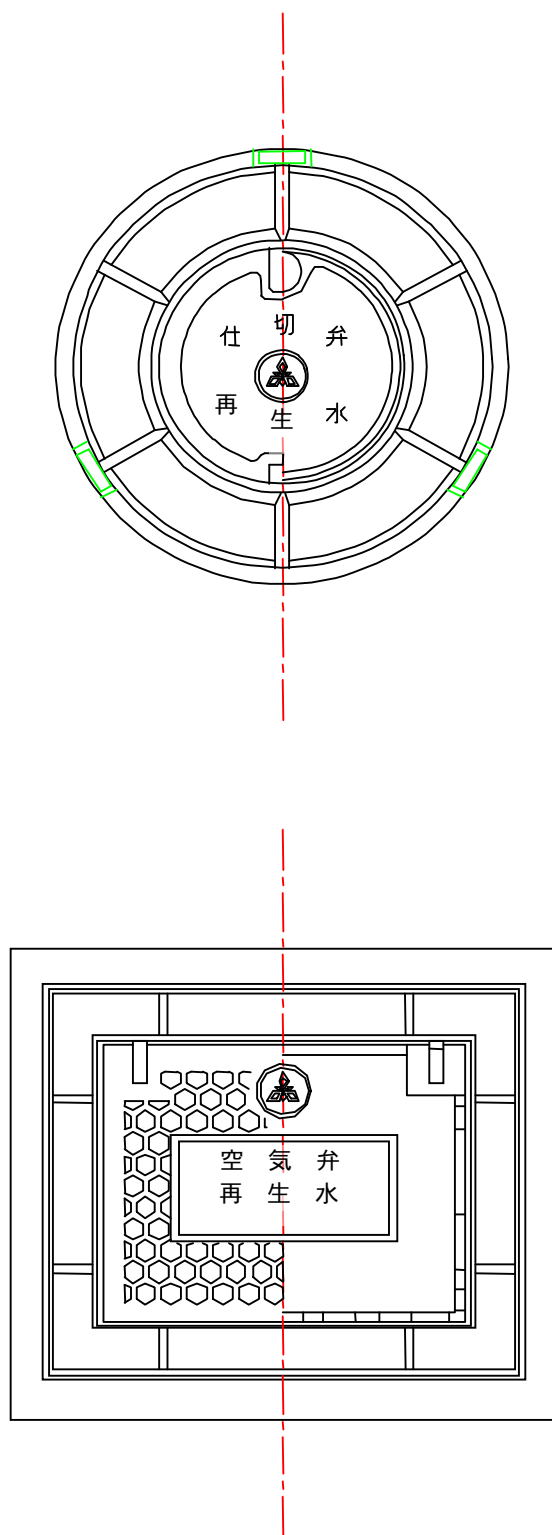
(単位:mm)



弁類の識別標示

- 1) 弁類の蓋に、再生水用弁類である事が識別できるようにしておくこととする。
- 2) 弁類である事を識別標示する方法は弁蓋に「再生水」の文字を刻印するものとし、その仕様は、図 - 3 を参考にするものとする。

図 - 3 弁類蓋のデザイン仕様



6 - 4 通知

1) 再生水管を公道内に埋設した場合は、道路管理者、水道事業管理者及び他の地下埋設物管理者に対し、通知を行うものとする。

2) 事項の通知すべき内容は、次の項目とする。

- ・再生水管の埋設位置
- ・再生水管の仕様
- ・再生水管の埋設状況
- ・その他必要とする事項

6 - 5 再生水給水設備，受水設備の識別標示

需用者は再生水給水設備，受水設備の誤接合防止を図る措置を講じなければならない。

6 - 6 再生水使用表示

需要者は，再生水使用場所において，誤使用防止を図る措置を講じなければならない。

6 - 7 指定水道工事店等への指導

福岡市は，指定水道工事店に対して，再生水使用の場合の再生水給水設備及び受水設備の設計，施工方法について指導を行うものとする。

附則

この技術指針（案）は，昭和60年4月1日から施行する。

この技術指針（案）は，平成10年4月1日から施行する。

この技術指針は，平成12年7月1日から施行する。

この技術指針は，平成17年4月1日から施行する。